

テキストマイニングを用いた都道府県再犯防止推進計画の検討

ブルースター デイビッド (金沢美術工芸大学 一般教育等, brewster@kanazawa-bidai.ac.jp)

向井 智哉 (東京大学大学院 法学政治学研究科, mukait@g.ecc.u-tokyo.ac.jp)

高橋 有紀 (福島大学 行政政策学類, y-takahashi@ads.fukushima-u.ac.jp)

竹中 祐二 (北陸学院大学 人間総合学部, y-takenaka@hokurikugakuin.ac.jp)

相良 翔 (埼玉県立大学 保健医療福祉学部, sagara-sho@spu.ac.jp)

鈴木 政広 (セントラル・クイーンズランド大学 ビジネス・法学部, m.suzuki@cqu.edu.au)

相澤 育郎 (立正大学 法学部, iaizawa@ris.ac.jp)

A study of prefectural recidivism prevention promotion plans using text mining

David Brewster (Department of Liberal Arts, Kanazawa College of Art)

Tomoya Mukai (Graduate Schools for Law and Politics, The University of Tokyo)

Yuki Takahashi (Faculty of Administration and Social Sciences, Fukushima University)

Yuji Takenaka (Faculty of Integrated Human Studies, Hokuriku Gakuin University)

Sho Sagara (School of Health and Social Services, Saitama Prefectural University)

Masahiro Suzuki (School of Business and Law, Central Queensland University)

Ikuro Aizawa (Faculty of Law, Rissho University)

要約

これまでの日本の刑事政策を巡る議論は全国の状況を同質的に捉える視点が主流であって、地域間の相違についてほとんど関心が払われてこなかった。しかし、近年、地方分権の傾向が活発であることを踏まえると、刑事政策においても地域性が見られる可能性が考えられる。そこで本研究では、統治 (governance) 研究を理論的背景に置き、日本の刑事政策における地域間の異質性・同質性を検討することを目的とした。具体的には、再犯防止推進法に基づいて策定された42都道府県の地方再犯防止計画を対象とし、テキストマイニングによって①各都道府県の再犯防止推進計画でどのような事柄が重視されているのか、②重視する点において各都道府県間に地域性があるのかを検討した。その結果、①「出所者の特性に配慮した政策を行うこと」を重視する「継続的支援コード」および「機関間の連携を推進すること」を重視する「連携コード」の出現頻度が相対的に高いこと、②京都・兵庫を除く都道府県は概ね等質であり、大きな地域性は見られないことなどが示された。この結果について、国と地方における資源の非対称性の観点から考察した。

キーワード

再犯防止, 地方自治, 統治, テキストマイニング, 刑事政策

1. 序論

1.1 先行研究における犯罪統制をめぐる「日本観」とその課題

日本における刑事政策を巡る議論は、「例外論」と「収斂論」という大きく2つに区別できる (Brewster, 2020)。前者は、日本における犯罪統制が欧米を中心とする状況とは明確に異なるものと見なす立場であり (Bayley, 1976; Braithwaite, 1989; Johnson, 2002)、後者は後期近代への移行の帰結として生じてきた日本と他国の犯罪統制文化の共通性を強調する立場である (Hamai and Ellis, 2006; Miyazawa, 2008; Fenwick, 2013; 伊藤, 2006)。これらの立場は、それぞれ犯罪学の分野において重要な寄与をなしてきた。しかし、共通の問題点として、いずれの立場も日本の犯罪統制を単一的なものに見なしている点が挙げられる (Brewster, 2020)。すなわち、両者の立場は、「日本」を単一的な存在と見なした上で、それが他国と共通なの

か異なるのかを論じており、地域レベルでの日本国内の相違に注意を払っていないという点で共通している。

しかし、統治 (governance) に関する欧米圏の一連の研究 (以下、「統治研究」) が示すように、このような「単一性」という仮定が妥当かは疑問がある。統治研究には様々なパースペクティブがあるが、例えば Rhodes (1997) や Latour (1986) が示唆するように、政策に関わる多様なアクターの権力の相互依存関係によって、ある事柄の統治の方法をめぐって競合が生じることがある。そして、このような競合は様々なアクター間の異なる関心だけでなく、自らの望む目標を実現するために利用可能な資源 (法的な資源や情報、組織体制、財政的・政治的資源など) を用いる能力や意志にも左右される (Edwards and Hughes, 2012)。しかし、社会的アクター間の関係は常に平等であるわけではない。たとえば、大規模な自治体と小人数で運営される NGO 団体では活用できる財政的資源に大きな差があるのは明らかである。とはいえ、財政的資源が少ない団体であっても、例えば自らの法的な正当性を主張することによって、自らの関心に影響力を発揮させることができる。刑事政策はこのように多様なアクターの

競合の結果生じてくるものであり、各個のアクターが持つ多数の関心や目標を反映しつつ「地理・歴史的な文脈」の中で形成されるものと考えらるべきである (Edwards and Hughes, 2005)。しかし、日本の犯罪政策を巡る議論は、統治研究から導かれるこれらの複雑性を十分にとらえきれていない。したがって、これらの複雑性をとらえるためには、国家レベルだけではなく、地域レベルの政策のあり方を理解する必要がある。

1.2 地域性と地方分権

刑事政策の複雑性をめぐるこのような問題を考えるにあたり、2016年に「再犯防止推進法」が制定されたことは興味深い展開である。同法では再犯防止推進計画を策定・実施する都道府県の法的義務が初めて定められた。中央あるいは刑事司法機関の努力だけでは再犯防止に限界があると認識した上で、国、地方自治体、および市民社会の「密接な連携協力」の必要性が強調されており、「地域の実情に応じた取組を地方計画に盛り込んでいただければ幸いです」(法務省, 2021: 11)と記されている。

したがって、上述の議論に即して言えば、この法律は、再犯防止政策における地域化の可能性を高め、それぞれの地域で犯罪・再犯への対処に利害を持つアクター間での政治的競合を引き起こす刺激となる可能性がある。そして、その結果として、都道府県間で再犯への対応に差異が生じる可能性が一方で考慮できる。

他方、犯罪をした者等の支援に必ずしも精通していないため、地方自治体は国の指示に従う可能性も考えられる(高橋, 2019)。なお、合津(2007)は地域福祉計画において、住民参加・住民主体による計画策定のために精通するものであるソーシャルワーカーの必要性を主張している。しかし、その数は多くはなく、地域性を反映した地域福祉計画策定の困難さも述べている。そして、再犯防止分野に精通するものは地域福祉分野に比べてより少なく、そのために国の方向性を参照して再犯防止計画を策定する状況は十分に生じうるだろう。

また、他の事例でも見られるように(高橋, 2021)、地方による意思決定が可能となる範囲の境界を中央当局が制限しようとする動きによって、この問題はさらに深刻なものとなる。例えば、「10の再犯防止アクション宣言」(法務省, 2017)では、「国が率先」して「地方を後押し」することが強調されている。これらの事情に鑑みると、各地方再犯防止推進計画(以下「地方計画」)に記述される内容やその中で置かれる重点には都道府県ごとの大きな差異はなく、どの計画にもほぼ同様の内容が書かれている可能性が高くなることも考えられる(高橋, 2019)。

このような背景から、本研究では、都道府県の地方計画の分析を通じて、地方再犯防止政策の相違の程度を実証的に示すことを目的とする。具体的には、①再犯防止政策が都道府県レベルでどのように反映されているか、②計画の内容にどのような違いがあるのか。本研究は、日本の刑事政策に対する単調な論じられ方という課題を克服すること、それを、まだ研究蓄積の少ない計画を対

象として検討すること、加えて実証研究の手法によって行うことを特徴としている。これらのことにより、再犯防止政策が国から都道府県レベルまでどのように展開されているかについてのエビデンスに基づいた議論が可能になり、日本における犯罪統制の多様化を促進し、または阻害する力関係について理論化するための基礎となる。

2. 方法

2.1 目的の定式化と本研究の意義

以上の議論から、本研究では、各都道府県の地方計画にどのような相違があるのかを検討する。とはいえ、計画は各都道府県で独立して作成されたものであるため、その形式(文字数や記述の仕方)および内容には当然のことながら相違がある。しかしこれらの相違のすべてが重要であるわけではない。そこで本研究の目的から見て実質的に意味のある相違を、分析に先立って検討しておく必要がある。すなわち、どのような点に着目して、どのようなデータを用いて、どのような議論を展開する必要があるのか、本研究における目的を定式化する作業が必要だということである。そこで、以下①どのような手法を用いて、②どのようなアプローチで検討するか、について順に検討する。

2.2 使用する手法

本研究ではテキストマイニングを用いる。テキストマイニングとは、「テキストデータを対象に、情報科学やデータ科学に基づいて分析を行い、新たな知見を導こうとする試みの総称」である(石田・小林, 2013: iii)。テキストマイニングの特長としては、コンピューターを用いることで、人間が処理をする場合と比べてより多くのデータを計量的に扱うことができる点が挙げられる(石田・小林, 2013)。このような特長を本研究の分析対象である計画について見ると、上述の通り計画には形式面での多様性があるため、人間が分析を行った場合には、そのような形式に引きずられ、十分に客観的な比較ができない可能性がある。それに対しテキストマイニングを用いた分析では、客観的な形で計量的な比較を行うことが可能である。このような特長は本研究の目的にとって有益であると考えられるため、本研究ではテキストマイニングを用いる。

2.3 依拠するアプローチ

本研究は、テキストマイニングのアプローチとしてdictionary-basedアプローチ(以下、DBA)を用いる(樋口, 2004)。これは、分析の際に着目する語をあらかじめ理論的に特定し、それを用いて分析を行うアプローチである。DBAのメリットは、あらかじめ理論的あるいは研究の目的から見て意味のある語のみを分析の対象とすることで無意味な語を除外することができるという点がある。他方、着目すべき語として設定した語の選択が妥当であるかが問題となるため、そもそも着目すべき語を前もって確定できない場合には使えないというデメリットがある。

上述の通り地方計画は一定程度形式化されたものであるため、探索的に分析を行った場合には無意味な語が多く抽出されることが予想される。また、これも上述の通り、都道府県の地方計画は再犯防止推進法および同法に基づいて策定された国の再犯防止推進計画（以下「国の計画」）に基づいて策定されたものである。そのため、同法の条文ないし国の計画に基づいてコードを作成すれば、一定程度客観的なコードを作成することができる。このように、地方計画を分析する際には、分析対象を特定できるという DBA のメリットが有効であり、コードの作成に理論的・論理的根拠が必要であるデメリットは排除できることから、本研究では DBA を用いることとする。

そこで何に依拠してコードを作成するかが問題となるが、可能性としては計画の一般理念を定める同法 3 条と国の計画の基本方針（法務省，2018）が考えられる。そこでこれらの条文と基本方針を比較すると、表 1 に見られる通り、これらの条文と基本方針は基本的に対応していた。しかし、基本方針の⑤については、本法の目的を定める 1 条の基本方針「国民の理解と協力を得つつ」をもとに、追加されていた。言い換えれば、同法 3 条の 1 項に定められる内容は、国の基本方針では①と⑤に分離して規定されていた。そのため、どちらの規定に準拠してコードを作成するかが問題となるが、「国民の関心」とい

う要素は、特に刑罰ポピュリズム論などで論じられるように（宮澤，2013）、国民の発言権が増大したことが論じられている近年の刑事政策においては、独立したコードとして含めておくべき要素であると考えられる。そのため、本研究では国の計画の基本方針に沿ってコードを作成することとする。

2.4 目的の提示

以上のことをまとめると、本研究では、①テキストマイニングの手法を用いて、②国の基本方針を基に作成されたコードを使って、各都道府県の再犯防止推進計画を検討することとする。

3. 分析

以下では、分析対象となるテキストデータの作成（3.1）、コードの作成（3.2）、単純集計の算出（3.3）、非階層的クラスタ分析の結果（3.4）について記述する。なお、テキストマイニングには無料の統計ソフトである R とそのパッケージである RMcCab ver. 1.4（石田，2019）を用いた。分析のための辞書には IPAdic を用いた。

3.1 分析対象とテキストデータの作成

各都道府県の計画は法務省（n.d.）にまとめられている。

表 1：再犯防止推進法 3 条と国の計画の基本方針の対比

再犯防止推進法 3 条	国の計画
《第 1 項》再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。	①犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。 ⑤国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。
《第 2 項》再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。	②犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
《第 3 項》再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。	③再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
《第 4 項》再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。	④再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。

出典：（左）再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）（右）再犯防止推進計画。

このウェブページに調査時（2021年8月）に掲載されていた（福島県、千葉県、奈良県、和歌山県、島根県以外の）42都道府県の計画を分析対象とした。⁽¹⁾ これらの計画のうちには、「安全なまちづくり」に関する計画の一部として再犯防止計画を定めているものがあつた（京都府、兵庫県）。これらの府県の計画については、再犯に関連する部分のみを抽出することも検討したが、再犯に関連する部分とそれ以外の部分を区別することは困難であったことから、除外は行わなかつた。また以下の情報は重要性が乏しいため除外した。第一に、図は基本的に除外した（例：青森県5頁）。ただし、図中に多くのテキストデータが含まれている場合（例：青森県13頁）には、その部分のみを含めた。第二に、タイトルページ（「〇〇県再犯防止推進計画」等の記載がなされているページ）と目次は、情報として価値がないため除外した。第三に、参考資料も情報として価値が薄いため除外した。

3.2 コードの作成

先に論じた通り、本研究では国の基本方針に基づきコードを作成する。一つの基本方針に複数の種類のコードが

含まれる可能性があると考えられるものの、本研究では、これらの基本方針が、個別の「単位」として、都道府県の計画にどのように反映されているか、ばらつきの程度を比較することを目的とした。よって、分析で用いたコードは、各基本方針を代表するものである。具体的には以下の手順でコードを作成した。

第一に、基本方針のテキストデータについて、形態素解析を行った。形態素解析とは、ある文章を単語単位（形態素）に分解することを指す（石田・小林，2013）。たとえば、「本県は再犯防止推進計画を策定する」という文章について上述のパッケージを用いて分析を行った場合、「本県／は／再犯／防止／推進／計画／を／策定／する」という9つの形態素が抽出される。

第二に、形態素解析によって抽出された形態素から名詞を抽出した。なお、上述のパッケージ(RMcCab)では、「認識する」のような漢語と「する動詞」が接続した文章は「認識」という名詞と「する」という動詞として抽出される。これは形容詞についても同様であり、「緊密な」のような文章は「緊密」という名詞と「な」という助動詞として抽出される。したがって、名詞のみを含めることで助詞

表2：最終的なコード

準拠先	コード名称	当初抽出された語	当初抽出された語 (のべ数)	複合語	最終的なコード	コード数
基本方針①	連携コード	緊密、連携、一、一員、化↑、確保↑、機関、協力、孤立、公共、行政、実現↑、人、推進↑、相互、総合、多様↑、誰、地方、こと*、社会*、者*、関係*、団体*、等*、その他*、よう*、構成*、再犯*、施策*、的*、犯罪*、防止*、民間*	34	誰一人、行政機関、地方公共	緊密、連携、一員、協力、孤立、行政機関、相互、総合、誰一人、地方公共	10
基本方針②	継続的支援コード	刑事、司法、指導、支援、手続、切れ目、段階↑、特性、こと*、ため*、よう*、再犯*、者*、等*、犯罪*、必要*、防止*	17	刑事司法手続	刑事司法手続、指導、支援、切れ目、特性	5
基本方針③	被害者コード	被害、苦痛、精神、それら↑、財産、事後↑、自ら↑、自覚、重要↑、心情、身体、性↑、生命、存在↑、努力、不安、復帰↑、的*、等*、犯罪*、こと*、者*、ため*、再犯*、施策*、社会*、十分*、責任*、認識*、防止*、理解*	31	被害者、精神的、財産的、身体的	被害者、苦痛、精神的、財産的、自覚、心情、身体的、生命、努力	9
基本方針④	効果的指導コード	意見、活動↑、検証、研究、見直し、実態、情勢、成果、聴取、調査、非行↑、等*、効果*、再犯*、防止*、こと*、その他*、もの*、関係*、施策*、社会*、者*、団体*、的*、犯罪*、必要*、民間*	27	—	意見、検証、研究、見直し、実態、情勢、成果、聴取、調査	9
基本方針⑤	国民コード	国民、意欲、員↑、関心、現状↑、広報、更生↑、取組↑、身近、等*、もの*、再犯*、防止*、こと*、よう*、効果*、構成*、施策*、社会*、者*、十分*、責任*、的*、認識*、犯罪*、理解*	26	—	国民、意欲、関心、広報、身近	5

注：* 重複によって除外された語・↑ 非特徴語として除外された語。

および助動詞以外のほとんどすべての語が含まれることとなる。この作業の結果、各基本方針に含まれる語は表2第3列に示される通りとなり、そのべ数は表2第4列に示される通りとなった（のべ数であるのは複数回出現している語があったからである）。

第三に、抽出された語の中には、基本方針間で重複しているものがあつた（「こと」「者」「社会」など）。これらの語はそれぞれの基本方針を特徴的に表現する語ではないため除外した。この作業の結果除外した語には、表2第3列でアスタリスクを付している。

第四に、基本方針内では一語として用いられているにもかかわらず複数の語として抽出されているものがあつた（「誰」「一」「人」など）。これらの語については複合語として一語として扱われるよう設定した（表2第5列）。

第五に、以上の除外によっても、「化」などの使われ方が多義的であり、各基本方針を表現すると思われぬ語が残った。そこでこれらの語を除外するため、共著者全員で分担しそれぞれの語が計画中でどのように使われているかを検討した。その上で、それぞれのコードと異なる意味を指示するために使われている語、あるいは使われ方が多義的な語をリストアップした。これらの語を全員で検討し、コードに含めることが不適当と考えられた語を除外した。この作業で除外された語には表2第3列でダガーを付した。

以上の結果、最終的なコードに含まれる語は表2第6列に示される通りとなった。このうち、基本方針①は、国、地方公共団体、民間等の「緊密な連携」を強調する文言に着目し「連携コード」とした。基本方針②は、「特性に応じた」「切れ目のない」「指導及び支援」を強調する文言が見られ、『平成30年版再犯防止推進白書』では、「特性に応じた指導及び支援」を定めた推進法11条が「教育及び職業訓練の充実」に関する条文の1つとして整理されている（法務省，2018: 12）。また、『地方再犯防止推進計画の手引き（改訂版）』は、犯罪をした者等の中に、貧困・失業、高齢、依存症など「地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者」が多いことを指摘し、「刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も、継続的にその社会復帰を支援する」必要性があるとする（法務省，2021: 1）。これらのことから、基本方針②は「継続的支援コード」とした。基本方針③は、「被害」「犯罪被害者」を強調する文言に着目し「被害者コード」とした。基本方針④は、「検証」「調査」「効果的」などの文言が見られ、『平成30年版再犯防止推進白書』では、「情報の共有、検証、調査研究の推進等」を定めた推進法20条及び「社会内における適切な指導及び支援」を定めた同21条は、「再犯防止施策推進に関する重要事項」として整理されている（法務省，2018: 12）。また、『地方再犯防止推進計画の手引き（改訂版）』は、「再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、（略）特性を適切に把握した上で、その者にとって適切な指導等を選択し、一貫性を持って継続的に働き掛けること」が重要であると、「指導等の効果を検証し、より効

果的な取組につなげる必要」を指摘する（法務省，2021: 37）。これらのことから、基本方針④は「効果的指導コード」とした。基本方針⑤は、「国民」「関心」「理解」を強調する文言に着目し「国民コード」とした。

3.3 単純集計の算出

上の手順で作成したコードが各都道府県のテキストデータにどの程度出現しているかを検討するための下準備として、各都道府県の計画の総語数を算出した。その結果、総語数（*Min.* = 6323（岡山県および石川県）、*Max.* = 39768（愛知県）、*M* = 13867.69、*Med.* = 13082.50、*SD* = 6902.60）には大きな差が見られた。したがって、コードの単純な出現回数を用いると、総語数の相違に起因して結果が歪む可能性が考えられた。そこで、計画の長さによる影響を回避するために、各コードの相対的な出現頻度として、総語数1万語あたりの出現頻度を算出した。以下ではこの1万語あたりに標準化した相対的な出現頻度を単に「出現頻度」と呼ぶ。

全データの出現頻度を表3に示す。同表に示される通り、継続的支援コードの出現頻度が最も高く、連携コードが続いた。被害者コード、国民コードと国民コードの出現頻度は相対的に低かった。

表3：分析に用いた42都道府県における各コードの平均値（*M*）、中央値（*Med.*）、標準偏差（*SD*）

コード	<i>M</i>	<i>Med.</i>	<i>SD</i>
連携コード	127.95	113.00	64.31
継続的支援コード	228.69	217.50	115.45
被害者コード	26.29	16.50	31.83
効果的指導コード	19.79	18.00	11.70
国民コード	23.07	21.00	12.52

注：表中の数値は当該コードの1万語あたりの出現頻度を示す。

3.4 非階層的クラスタ分析

次に、各都道府県がどのようなグループ（クラスタ）に分かれるかを検討するために、非階層的クラスタ分析を行った。非階層的クラスタ分析には様々な手法があるが、*k-means*法などの従来の手法にはクラスタ数を数理的に決定できない（逆に言えば、研究者の主観で決定する必要がある）という弱点があつた。これに対し、本研究では改良*k-means*法と呼ばれる手法を用いた（豊田・池原，2011）。この手法は、従来の*k-means*法と異なり、情報量基準（*AIC*・分析に用いた42都道府県における*BIC*）を用いることで最適なクラスタ数を決定することができる手法である。具体的には、クラスタ数を2から順に増やしていき、情報量基準が最少となるクラスタ数を最終的なクラスタ数として採択するという手続きが取られる。豊田・池原（2011）のアルゴリズム（手続き）に沿って、各都道府県の各コードの出現頻度を用いて情報量基準を求めたところ（表4）、情報量基準が最小となるクラスタ

表4：情報量基準のクラスタ数ごとの推移

クラスタ数	AIC	BIC
1	1914.80	1932.18
2	1910.77	1947.26
3	1912.66	1968.26

数がAIC（2クラスタ）とBIC（1クラスタ）で分かれた。

そのため、どちらのクラスタ数を採用するかが問題となるが、2クラスタを採用した場合には、京都と兵庫のみから構成されるクラスタとそれ以外のすべての都道府県が含まれるクラスタが抽出されることが示された。したがって、本研究の結果からは、京都・兵庫は若干例外的であるものの、他の都道府県はすべて同質的であることが示されたと言える。

4. 考察

刑事司法政策の国内比較研究はこれまで注目されてこなかった。しかし、犯罪への対応は多様であり、その策定と実施に関わるアクターもまた多様である。国際的な統治研究において確立された理論的理解が指摘するように、後期近代への移行は「国民国家」の強化と弱体化の両方を生じさせてきた（Brewster, 2022; Edwards and Hughes, 2005; 2012; Garland, 2001; Rhodes, 1997）。このような状況の中で、日本国内における多様性の性質と程度を理解し、そのようなパターンを促進または阻害する権力関係について理論化していく必要がある（Brewster, 2020）。

この点で、再犯防止推進法の制定は重要な進展となる。同法は、都道府県が再犯の問題を定義し、地域の状況に応じた取り組み計画を作成する新しい機会と責任を課すものだからである。本研究の成果は、これまで日本では犯罪学的な研究において使われてこなかったテキストマイニングの方法を用いて、都道府県で再犯防止がどのように展開されているのか、またそれぞれの地方計画の間にはどのような相違があるのかに関する初の実証的研究である。以下では、まず国の再犯防止政策が都道府県の計画立案にどのように反映されているのかについての全体的なパターンを検討し、そこから今後の実証的な比較研究に関していくつかの研究の方向性を提案する。

4.1 都道府県の「再犯防止推進計画」の全体的なパターン

国と都道府県の意思決定の関係については後ほど論じるが、まず都道府県の計画の全体像について考えていく。この点において、コードの出現頻度およびコード間の相関から、再犯が多面的で複雑な行動・概念として理解されていることを強く窺わせる結果が見て取れる。出現頻度が最も多かったのは継続的支援コードであり（ $M = 228.69$ ）、これは二番目に多かった連携コード（ $M = 127.95$ ）の約2倍、最も少なかった効果的指導コード（ $M = 19.79$ ）の約10倍であった。この結果から、都道府県計

画では継続的支援コードに含まれる語（「緊密」、「連携」等）が最も使用されており、機関間の連携によって出所者等を孤立させない旨の記述が最も多くなされていることが読み取れる。

実際に国の計画では、再犯防止推進法制定の背後には、満期釈放者や起訴猶予・罰金などの処分を受けた者、障害・高齢などの生きづらさを抱えた者などへの「息の長い支援」は国の刑事司法機関だけでは限界があり、国、地方公共団体、民間が「緊密に連携協力する」必要があるとの認識が示されている。このように、社会福祉と支援を中心とした犯罪統制の政治が（再）活性化し、再犯を防止するために「責任を課す」という戦略が効果的と見なされていると考えられる。

このような全体的パターンは何を示すのであろうか。Garland（2001）に基づいて言えば、（都道府県レベルの推進計画に表れる）日本における再犯防止は、刑事司法制度内外で責任を分散させようとする「適応的」（adaptive）な対応であると指摘することができる。これは、日本の刑事司法における「厳罰化」（punitive turn）を強調してきたこれまでの視点に対抗する重要な知見である（Hamai and Ellis, 2006; Miyazawa, 2008; Fenwick, 2013; 伊藤, 2006）。

しかし、このような全体的なパターンそれ自体は重要な結果であるものの、都道府県間に実質的な相違が見られなかったことはより重大な結果である。具体的には、BICに基づいた場合には、すべての都道府県が1つにまとまること示された一方、AICに基づいた場合には京都・兵庫のみからなるクラスタとそれ以外の都道府県からなるクラスタに分かれることが示された。そのため、どちらの結果に基づいて考察を行うかが問題となる。上述の通り、京都・兵庫の地方計画は「安全なまちづくり」に関する計画の中に包摂されて策定されているという特徴がある。そのため、京都・兵庫が独立したクラスタとして抽出されたことは、両府県の計画が「安全なまちづくり」に含まれているという形式の問題による部分が大きいと考えられる。このことを踏まえると、これら2つの府県が独立することを示す2クラスタの結果よりも、全体としての同質性を示唆する1クラスタの結果を重視すべきと考えられる。また、もし仮に京都・兵庫が例外であるとしても、その他の都道府県については同質性が高いと言えるため、以下の考察では主に同質性を重視して記述を進める。

序論で述べたように、国の計画について言えば、それを策定・実施する都道府県の法的義務によって、都道府県レベルでの統治アクターが、自ら有する関心や望む目標に応じて、国家の再犯防止政策を適応・抵抗する可能性が高まってきている（Brewster, 2020; Edwards and Hughes, 2005; 2012）。しかしながら、地域差が生じる可能性がある一方で、本研究の結果によればそれが現れていない。よって、観測可能な相違があるという可能性があるにもかかわらずなぜそのような相違が検出されなかったのかは、重要な課題となる。

これを理解するために、既に触れた統治研究上の概念

が有用な「論理的足場」(theoretical scaffold)となる(Layder, 1998)。簡潔に述べると、そのような同質性のパターンは、政治的なアクターの権力の達成を表しているものと理解する必要があることを意味している。なぜなら、地域間で違いが生じる可能性は、統治アクター間の関係および自らの望む目標を推進するために有する資源に依存するからである(Edwards and Hughes, 2012)。

この点において、都道府県間に相違が検出されなかったのは、再犯の「問題」と「解決」に関して、都道府県と国家の意思決定者の関心が合致しているためであるかもしれないが、あるいは都道府県には国の方針に実質的な異議を唱えたり変更したりする資源がない可能性を示唆しているかもしれない。

しかし、どちらの場合でも、日本における中央官庁と地方自治体の関係が「非対称」であることを反映するのであろうと考えられる。すなわち、国家当局に有利な統治資源の不平等な配分が依然として存在し、国家当局はその資源を利用して、法律の制定、計画の策定やガイダンスの公表などを通じて、地方自治体が政策目標に沿うように強制や説得を行なっている。

この主張は、再犯防止施策において中央当局が重要な資源を有し、利用しているという高橋(2019)の主張にも支持されるものである。特に、法務省は、「地方再犯防止推進計画策定の手引き」や「再犯防止推進白書」などの資料を通じて、再犯をめぐるどういった問題があり、都道府県計画がどのような内容を含むべきかといったことに関する情報を収集・作成・発信する中心的な役割を担っている。

そのため、中央官庁は自らの優勢な法的、組織的及び情報的な資源の利用を通して、地方自治体での政策展開に大きな影響を与えつつ、政策代替案を制限したり、周辺化したりすることができるのである。その結果、国家レベルから流れ落ちる政策がほぼ受け入れられ、再生産されるという「制度的同型化」(institutional isomorphism)の傾向が生じかねない(Edwards, 2016)。

この意味で、再犯防止の推進においては国家がある程度その責任を地方公共団体に譲ったものの、それを実際に統治する権力と資源を譲ったわけではない。すなわち、地方公共団体に計画を策定させることで法務省のような中央官庁は施策の「手漕ぎ」(rowing)に対するコントロールを緩めているのかもしれないが、都道府県レベルでの計画の同質性が高いという結果は、政策の「舵取り」(steering)については強固な支配力を維持していることを示しているのかもしれない(Jones, 2012)。

とはいえ、こうした関係の正確な性質について本研究の知見から断言できることの範囲は限られている。国が策定した政策に対する地方間での抵抗の性質と程度、また国や地方のアクターによる資源の利用可能性や実際の活用をよりよく理解するためには、さらなる実証研究が必要であるといえるだろう。

4.2 今後の研究の方向性

権力関係に関する統治研究が提供する概念は、再犯防止研究においても、非静的(non-static)で、常に進化する政治的競合に対して、私たちに注意を促してくれる点で有意義である。本研究で得られた知見を総合すると、今後比較研究プログラムを進めるにあたっては、①都道府県の再犯防止政策以外の地方計画の比較、②地方間の差異を比較するための他の研究方法の利用、③政策「レベル」の比較、④地方計画の経時的比較という、少なくとも4つの方向性が考えられる。

①の点に関して、再犯防止推進法において、地方計画策定の努力義務は都道府県だけでなく、市区町村にも課されている。そのため、多くの市区町村が計画を定めており、その数は増えつつある。Brewster(2020)が釜ヶ崎について示したように、都道府県レベルでは「押しなべられてしまう」何らかの相違が、市区町村レベルでは検出される可能性は十分にある。それを検証することは本研究の射程を超えているが、本研究で作成したコードは市区町村レベルの計画にもそのまま適用できる。さらに言えば、刑事政策のみならず他の政策でも地方分権化は見られるため(北村, 2000; 高橋, 2021)、本研究で用いたテキストマイニングの手法を再犯防止と間接的に関連する福祉や教育に関する計画へも応用することも可能である。本研究の知見を参考としつつ、市区町村レベルの計画や再犯防止推進計画以外の計画・政策の検討を今後進めていくことは有益であろう。

②の点に関して、国レベルでの再犯防止政策がどのように地方レベルに広げられているかを示すにあたってテキストマイニングは有益な方法である一方で、その限界、そして本研究の結果を確認・修正するためにその他の方法を認識することも重要である。都道府県の計画において示された同質性はあくまで、本研究で用いたコードを用いて検討する限りで計画の文言上に大きな相違がないことを示しているに過ぎない。このことを強調するのは重要である。特に、本研究では国の基本計画に基づいてコードを作成したため、これ以外の手法でコードを作成して分析を行った場合に、何らかの異質性が現れる可能性は排除できない。この点で、例えば、グラウンデッド・セオリー・アプローチを用いて、都道府県の計画の内容からコーディングの枠組みを作成していくことも可能であろう。

③の点に関して、地方計画は、政策が明示的に顕在化したものの一つとして重要ではあるが、他の現れ方についても検討しなければならない。この意味で、再犯への対応についての修辞や政策をめぐる「語り」(talk)、対応における具体的な対象や「決定」(decision)、対応が政策「行動」(action)として「実行されること」は、政策そのものとは明白に異なる「レベル」を象徴するものである(Pollitt, 2001)。このことは他の文脈でも指摘されており、政策を決定する立場の者と実行する者とが、異なる声を聞き入れ、異なる権限付与(mandate)の下で行動した結果として違いが生じることになるという、政策の「偽善」

につながりかねない (Brunsson, 1993; Brewster, 2022)。例えば、計画上では多機関の協力の必要性が漫然と強調され、これに取り組むための具体的な目的と責任を定めていても、実際にどの程度実現されているのかについては疑問が残る。そのため、本研究で用いた定量的分析と政策関係者とのエスノグラフィーやインタビューなどの定性的手法を組み合わせることで、政策アクターがどのような資源を有しているのか、またこの領域においていかなる統治が行われているのか、国家・都道府県・市町村などの様々なレベル間で、どのように交渉・達成されているのかについて、貴重な視点が得られると考えられる。

最後に、④の点に関して、本研究の結果においては都道府県計画間に実質的な相違がなかったとはいえ、これから先も相違が出てこないというわけではない。特に、今回の研究は初期に作成された計画に焦点を当てたことを考えると、地方自治体のアクターが今後より自信を深め、主張を強めることとなる後続の計画は、国のガイドラインなどにあまり依存せず、より地域の状況に合わせてようになるかもしれない。この点において、統治レジームの構造がどのように経時的に変化するかを理解・評価するためには、縦断的比較を行うことが有意義であろう (Edwards and Hughes, 2012; Edwards, 2016)。

5. 結論

要約して言えば、都道府県の再犯防止推進計画の登場は、日本の犯罪統制において重要なマイルストーンであり、本研究はこれらの地方レベルでの計画を実証的・定量的に比較する初めての包括的な試みである。基本的に本研究は、日本における再犯という「問題」に対して、各都道府県がどのような計画を立案してきたか、またそれをどのように理論的に理解すれば良いのかについて言及するものである。

本研究は、再犯防止において地方レベルでの統治がいかに現れているのかを検討することを通して、先行研究では注目されてこなかった日本における犯罪統制を巡る権力関係という、先行研究にはなかった形での注目をもたらす点で重要な意義を持つ貢献を果たしている。この点において、再犯防止に見られる最近の動向変化は、施策がより多様化することへの可能性を開いてきたように見えるものの、本研究が示した地方再犯防止推進計画における都道府県間の同質性は、地方レベルのアクターを制約するという、刑事政策における国と地方公共団体の非対称関係を反映しているものだと考えられる。本研究を嚆矢とし、国・地方間の権力依存関係に見られる複雑な性質をよりよく理解するためには、さらなる実証的研究が必要である。

もっとも、本研究で得られた実証的な知見からは、都道府県の再犯防止推進計画において、本当に地域の状況やニーズに合わせて最適化することが目指されているのか、それとも、国から都道府県レベルへと実施と説明の政治的責任が丸投げされているに過ぎないのか、なおも重要な疑問が生じる。本研究が提示した証拠、つまり都

道府県間の違いがほとんどないという結果は、後者を表している。今後の再犯防止政策を考える上で、国レベルにおいても地方レベルにおいても、地方再犯防止推進計画の存在意義とは何なのか、目的達成のためにはいかなる計画を構成すれば良いのか、政策立案者は深く考える必要があるだろう。

謝辞

本稿は JSPS 科研費の助成を受けたものである (課題番号: 20K02170、研究課題: 更生保護への多様な主体の参加を可能にする理論モデルの構築に向けた実証研究、研究代表者: 竹中祐二)。

注

⁽¹⁾ 現在では奈良県を除く 4 県も計画を策定している。なお、奈良県は条例として再犯防止政策を定めている。

引用文献

- Bayley, D. H. (1976). *Forces of order: Policing modern Japan*. University of California Press.
- Braithwaite, J. (1989). *Crime, shame and reintegration*. Cambridge University Press.
- Brewster, D. (2020). Crime control in Japan: Exceptional, convergent, or what else? *British Journal of Criminology*, Vol. 60, 1547-1566.
- Brewster, D. (2022). *Cultures of cannabis control: An international comparison of policymaking*. Bristol University Press.
- Brunsson, N. (1993). Ideas and actions: Justification and hypocrisy as alternatives to control. *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 18, No. 6, 489-506.
- Edwards, A. (2016). Multi-centred governance and circuits of power in liberal modes of security. *Global Crime*, Vol. 17, Nos. 3-4, 240-263.
- Edwards, A. and Hughes, G. (2005). Comparing the governance of safety in Europe: A geo-historical approach. *Theoretical Criminology*, Vol. 9, No. 3, 345-363.
- Edwards, A. and Hughes, G. (2012). Public safety regimes: Negotiated orders and political analysis in criminology. *Criminology and Criminal Justice*, Vol. 12, No. 4, 433-458.
- Fenwick, M. (2013). "Penal populism" and penological change in contemporary Japan. *Theoretical Criminology*, Vol. 17, No. 2, 215-231.
- Garland, D. (2001). *The culture of control*. Oxford University Press.
- 合津千香 (2007). 住民主体による地域福祉計画策定と地域福祉活動推進の課題—松本市笹賀地区における実践分析から—。松本短期大学研究紀要, Vol. 16, 137-150.
- Hamai, K. and Ellis, T. (2006). Crime and criminal justice in modern Japan: From re-integrative shaming to popular punitivism. *International Journal of the Sociology of Law*, Vol. 34, 157-178.
- 樋口耕一 (2004). テキスト型データの計量的分析—2つ

- のアプローチの峻別と統合— 理論と方法, Vol. 19, No. 1, 101–115.
- 法務省 (2017). 10の再犯防止推進アクション宣言. <https://www.moj.go.jp/content/001324342.pdf>. (閲覧日: 2022年3月21日)
- 法務省 (2018). 2. 再犯防止推進計画 (平成29年12月15日閣議決定). <https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/html/ns120000.html>. (閲覧日: 2022年3月21日)
- 法務省 (2021). 地方再犯防止推進計画策定の手引き (改定版). <https://www.moj.go.jp/content/001345510.pdf>. (閲覧日: 2022年3月21日)
- 法務省 (n.d.). 地方再犯防止推進計画 https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00022.html. (閲覧日: 2022年3月29日)
- 石田基広 (2019). アールメカブ. <http://rmecab.jp/wiki/index.php?admin>. (閲覧日: 2022年3月21日)
- 石田基広・小林雄一郎 (2013). Rで学ぶテキストマイニング. ひつじ書房.
- 伊藤康一郎 (2006). 理性と感情—リスク社会化と厳罰化の交差—. 犯罪社会学研究, Vol. 31, 74-85.
- Johnson, D. (2002). *The Japanese way of justice: Prosecuting crime in Japan*. Oxford University Press.
- Jones, T. (2012). Governing security: Pluralization, privatization, and polarization in crime control and policing, Maguire, M, Morgan, R., and Reiner, R. (eds.). *The Oxford handbook of criminology (5th ed.)*, Oxford University Press, 743-768.
- 北村喜宣 (2000). 地方分権一括法—自治体条例政策を活かす—. 法学セミナー, Vol. 45, No. 2, 56-59.
- Latour, B. (1986). The powers of association, Law, J. (ed.). *Power, action and belief: A new sociology of knowledge?* Routledge and Kegan Paul, 264-280.
- Layder, D. (1998). *Sociological practice: Linking theory and social research*. Sage.
- Miyazawa, S. (2008). The politics of increasing justice punitiveness and the rising populism in Japanese criminal justice policy. *Punishment and Society*, Vol. 10, No. 1, 47-77.
- 宮澤節生 (2013). 先進国における犯罪発生率の状況と日本の状況への国際的関心. 犯罪社会学研究, Vol. 38, 7-35.
- Pollitt, C. (2001). Convergence: The useful myth? *Public Administration*, Vol. 79, No. 4, 933-947.
- Rhodes, R. A. W. (1997). *Understanding governance: Policy networks, governance, reflexivity and accountability*. Open University Press.
- 高橋有紀 (2019). 「地方の時代」における再犯防止推進法と地域社会. 行政社会論集, Vol. 32, No. 1, 45-73.
- 高橋有紀 (2021). 「地域共生社会」は「最良の刑事政策」になり得るか? 犯罪社会学研究, Vol. 46, 60-73.
- 豊田秀樹・池原一哉 (2011). 変数間の関係性を考慮してクラスター数を決定するk-means法の改良. 心理学研究, Vol. 82, No. 1, 32-40.

Abstract

Debates concerning criminal justice policy in Japan to date have largely regarded this area as uniform, with little attention paid to differences between locales. However, given trends of decentralization in recent years, it is possible that patterns of localization in criminal justice policy can be observed. Therefore, this study aimed to capture and account for the extent of variation across locales in criminal justice policy in Japan using concepts from governance studies. Specifically, focusing on the local recidivism prevention plans of 42 prefectures formulated under the Act for the Prevention of Recidivism, the following two points were examined using text mining: (1) what aspects are emphasized in each prefectural recidivism prevention promotion plan; and (2) whether there are differences between the prefectures in respect of the aspects that are emphasized. The results showed that: (1) the frequency of the “continuous support code”, which emphasizes “implementing policies that take into account the characteristics of people released from prison”, and the “cooperation code”, which stresses “promoting cooperation between institutions”, was relatively high; and (2) whilst Kyoto and Hyogo were exceptional, all other prefectures were largely homogeneous with little indication of substantial local variation. These results are discussed in terms of the asymmetries in governing relations between national and local authorities.

(受稿: 2022年6月24日 受理: 2022年11月14日)